

令和4年9月20日

利用者の皆さんへ

真栄田岬管理事務所
代表者 安富祖幸広

駐車場内の露店営業禁止について

利用者の皆様にお知らせいたします。真栄田岬駐車場内での露店営業行為を行わないでください。露店営業は、「恩納村真栄田岬周辺活性化施設の設置及び管理に関する条例（利用の制限）第9条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当する者に対して入場を拒み、又は退場を命ずることができる。（4）物品の販売、募金、宣伝活動その他これに類する行為をする者。」の利用を制限する行為に当たります。

駐車場は、駐車することを目的とした場所です。原則、駐車すること以外の目的外使用はできません。事業者がサービスを提供（販売）するために長時間の客待ち行為は、露店営業とみなされます。駐車場内で、器材等を洗浄し、干す行為や占有する行為は、事業者の皆さんのみならず一般の方でも目的外使用となり、行ってはいけません。

利用の制限に該当する行為を行った場合、注意・指導を行い、改善を求めます。行為が改善されない場合は、条例（利用の制限）に従い入場を拒み、又は退場を命じます。弊社は、利用者の皆さんに適切な施設利用をお願いいたします。

※ 露店営業行為を禁止するものであり、事業者の駐車場利用を禁止するものではありません。観光客と待ち合わせの駐車場利用は従来通りです。事業者はガイドが終わればお客様とご一緒に退出してください。目安として、ガイドを行う時間は1時間から2時間程度と考えています。それを大幅に超える時間は長時間の客待ち行為とみなされます。

※ 詳細については、真栄田岬管理事務所までご連絡ください。098-982-5339

※ 令和4年10月1日から露店営業事業者の利用をお断りいたします。